条例の点検・見直しシート

			作月	成 年 月 日	3	平成24年6月26日			
条例の題名		公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に 関する条例	公	布 [昭和30年10月14				
条例番号		昭和30年三重県条例第45号	直;	丘改正 [∃	平成20年8月15日			
所管	所管部局課 教育委員会事務局福利·給与課		電	話番号		059-224-2950			
集例の概要 地方自治法第203条の2第4項及び地方教育行政の条例の概要 条の3第1項の規定に基づき、公立学校の非常勤助 事項を定めるものである。			数の創	組織及び 関の報酬及	聖営に関する法律第47 とび費用弁償に関する	条例の 類型 委任型			
視点		項目		回答		内容			
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			はい	地方公務員の給与その他の勤務条件につい ては、住民自治の原則に基づき県民の代表で ある議会の議決による住民の同意が必要であ 以、現在でも妥当性を有している。				
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。			はい	住民自治の原則に基づき、条例で規定する必要がある。				
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。				条例、規則その他の規 の対象となるものであり はない。				
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				,				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい	概要に記載の法律等の の規定が必要である。	対定に基づき、条例で			
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めたものであり、法令、憲法に抵触				
	憲法、そはない。	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			していない。	り、 本文、基本に指摘			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。								
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい	概要に記載の法律等の の規定が定められてお る。	対定に基づき、条例で 以、整合が図られてい			
	条例の目	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			公立学校の非常勤職員の報酬等については 県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮して				
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受l ことはない。			定められており、適正なものである。				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例で 定めており、規定を廃止することで報酬が支給 できなくなるおそれがある。				
効 率 性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であっ 1、廃止すべき規定はない。			八大学校の生業制度	の投票をについてけ			
		目的の実現のために、条例が定める手段は十分であ Nすべき規定はない。	つ	はい	公立学校の非常勤職員の報酬等については、 県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮し、 適宜見宜しており効率的である。				
		る法令・条例との間において、条例に規定している 复はない。	手段	はい					
	条例の報 る。	執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正 	であ	はい	公立学校の非常勤職員 例で規定することで ■	 常勤職員の報酬等について、条 ことで、県民の代表である議会の			
公 平	条例の軸	執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい	デェックを受けることに。 - 担保し、過大な支給額	以、適正な支給額等を			
性	い。	執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られてい		はい	以公平性が保たれてに				
	条例の内の連携に	内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主 に配慮している。	体と	該当なし	,				
の他	市町等力	から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい					

点	改正を検討する。	理	曲	特	記	事	項	D ± 1 /-	有効期限
検・見直		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。					- 見直しに 関する規 定の有無	に関する 規定の有 無	
旦し結果							無	無	